

WEB登録を推奨いたします

## 京の小売・サービス店応援商品券事業 加盟店登録申請書

### ■店舗情報（※は必須項目です）

店舗名※(※1)	店舗名(ふりがな)※		
住所(所在地)※	〒 ー 京都府		
TEL※	FAX		
担当者名※	担当者TEL※		
Eメールアドレス※			
店舗分類※ (該当するもの1つに○をつけて下さい)	スーパー/コンビニ/100円・ディスカウントショップ/飲食料品店/衣料・身の回り品取扱店/雑貨店/家電販売店/ホームセンター/メガネ・コンタクトレンズ・補聴器/ドラッグストア・調剤薬局/おもちゃ・ベビー用品/クリーニング・コインランドリー/理容・美容店/リフォーム業/自転車販売/書籍文房具小売店/レンタカー/ガソリンスタンド/楽器店/その他小売業/その他サービス業/その他業種		
店舗URL	店舗営業時間		
店舗定休日	店舗面積※	1 小(100㎡以下)	2 中(101㎡~999㎡) 3 大(1,000㎡以上)
備考			

(※1) こちらの店舗名がホームページの店舗一覧に掲載されます。

### ■振込口座について（※は必須項目です）

口座名義人※			
口座名義人(フリガナ)※			
金融機関名※	金融機関コード	支店名※	支店コード
預金種類※	普通 当座	口座番号※(右詰めで記入)	

### ■事業者情報（※は必須項目です）

店舗情報と事業者情報は同じですか（○をつけてください）	はい ・ いいえ
-----------------------------	----------

「いいえ」の方は以下の項目についてもご記入ください

事業者名※			
事業者名(ふりがな)※			
代表者名※			
住所(所在地)※	〒 ー		
TEL※	FAX		
担当者名※	担当者TEL※		
Eメールアドレス※			

### 【郵送先】 京の小売・サービスクーポン事務局

〒600-8429 京都市下京区御供石町369番地 京都烏丸万寿寺ビル4階

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考

京都府民限定

京の小売・サービス店応援商品券

# 京の 小売・サービス クーポン

20%の  
プレミアム付

## 加盟店募集

募集期間 令和3年10月22日13:00~11月30日17:00

商品券  
概要

# 6,000円の商品券を 5,000円で販売

1

## 0円

加盟店登録料・  
換金手数料

### 全て無料

2

## WEBでも 登録可能

—— 加盟店登録 ——

詳細及び申請は  
ホームページへ

3

ポスター・  
ステッカーなど  
宣伝物  
ご提供

京の小売・サービスクーポン 検索 🔍



お問合せ

京の小売・サービスクーポン事務局

Tel 075-353-6894

対応  
時間

平日 10:00~17:00  
土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)は除く

# 京の小売・サービス店応援商品券事業

商品券事業概要	名称	〈愛称〉京の小売・サービスクーポン 〈正式名称〉京の小売・サービス店応援商品券
	券面額	1冊6,000円分(1,000円券×6枚)
	販売額	1冊5,000円 ※お1人様あたり2冊(10,000円)の購入まで可能
	販売方法	<b>WEB又は往復葉書で申込みを受け付け、抽選で購入者を決定</b> <b>応募受付期間：令和3年11月10日(水)～11月16日(火)〈予定〉</b> <b>当選通知日：〈WEB〉令和3年12月1日(水) 〈葉書〉令和3年12月8日迄に当選通知を発送</b> 専用ホームページ又は往復葉書より抽選申込→抽選→当選通知→引換票番号を取得→全国のローソン又はミニストップにて発券・お支払い
	販売対象	京都府内在住者
利用期間	令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)〈予定〉	

加盟店募集概要	募集申請期間	令和3年10月22日(金)13:00～11月30日(火)17:00まで
	募集対象	京都府内で小売業・サービス業などの事業を営む店舗
	募集対象外	(1) 飲食店(宅配・テイクアウト・仕出し等専門店は除く) (2) 旅館・ホテル・簡易宿所 (3) 大企業・みなし大企業が営む店舗 (※1) (4) 医療施設(病院・診療所) (5) 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人が営む店舗 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている店舗 (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員が経営に実質的に関与している店舗 (8) その他法令又は公序良俗に反する店舗 (※1)大企業：中小企業者に該当しない者 みなし大企業：大企業である親会社から出資を受けているなど実質的に大企業の支配下にある会社で、以下のいずれかの要件に該当する者 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
	申請方法	●WEB申込 専用ホームページからお申込みください。 ●郵送申込 加盟店同意書兼誓約事項をご確認・ご署名いただき、登録申請書に必要事項をご記入の上、郵送にてお申込みください。
	加盟店同意内容(項目抜粋)	1. 営業形態 2. 行政への協力 3. 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策 4. 参加登録の取消及び誓約事項の遵守 ※詳細はホームページに掲載の「京の小売・サービス店応援商品券事業加盟店募集要項」をご確認ください。

## 加盟店登録～換金までの流れ

- 登録申請後、事務局の承認を経てスターターキット(ポスター等の告知ツールおよび換金ツール)を発送します。申請された加盟店に、随時送付いたします。(※2)
  - 利用者が商品代金の支払いとしてプレミアム商品券を利用します。ミシン目に沿って、商品券を切り離し、京の小売・サービス店応援商品券が他と紛れることが無いよう厳重保管してください。
  - 換金スケジュールに沿って、換金センターへ必要書類を送り、換金手続きを行ってください。
    - 振込手数料は事務局が負担するため、発生いたしません。
    - 換金請求期間は令和3年12月1日(水)～令和4年2月10日(木)(消印日基準)までとします。(予定) この期間経過後の換金には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きを行ってください。
    - 必要書類の事務局到着から指定口座への振り込みのスケジュールは下記「換金スケジュール(予定)」をご確認ください。
    - その他詳細は事務局より送付する加盟店用マニュアルをご参照ください。
- (※2) 11/5までに承認された店舗は11/15前後到着を目安に発送します。11/5以降承認の場合、承認後10日後を目安に発送します。

### ■換金スケジュール(予定)

回数	加盟店	三菱UFJ銀行
	加盟店から換金センターへ送付 ※消印日基準	振込日
1	令和3年12月1日(水)～令和4年1月3日(月)	令和4年2月4日(金)
2	令和4年1月4日(火)～令和4年2月10日(木)	令和4年3月10日(木)

# 京の小売・サービス店応援商品券事業 加盟店同意書兼誓約書

※下記をご一読の上、最後に署名をしてください。

- 営業形態
  - 当店は以下の表に記載の要件を満たし、中小企業に該当します。

業種	資本金又は出資額の総額	常時使用する従業員数	小規模事業者
製造業・その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

※「資本金又は出資額の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たせば中小企業者に該当します。
    - 当店は大企業(※1)・みなし大企業(※2)が営む店舗ではありません。  
(※1) 大企業：中小企業者に該当しない者  
(※2) みなし大企業：大企業である親会社から出資を受けているなど実質的に大企業の支配下にある会社で、以下のいずれかの要件に該当する者  
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業  
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業  
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
    - 当店は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う店舗及び暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員が経営に実質的に関与している店舗ではありません。

#### 2. 行政への協力

- 当店は、当事業期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、当事業期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

京の小売・サービスクーポン事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱し、保護に努めております。

- 事務局が取得する個人情報と利用目的について  
事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。
  - 加盟店から取得した個人情報の利用目的  
・当事業における加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため  
・当事業におけるインターネットによる加盟店登録業務のため  
・当事業における登録加盟店への情報提供と情報管理のため  
・当事業における必要物資の配送作業のため  
・当事業におけるクーポンの管理、精算、それに付随する業務のため  
・当事業に関する情報の集計、分析、調査等のため  
・当事業における関係省庁への報告等を行うため  
・京の小売・サービス業応援事業コンソーシアムへの情報提供を行うため
- 委託について  
事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。
- 第三者提供について  
保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。
  - 法令に基づく場合
  - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
  - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - 京都府またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について  
・名称：京の小売・サービスクーポン事務局  
・所在地：京都市下京区御供石町369番地 京都烏丸万寿寺ビル4階  
・個人情報保護管理者：吉田弘毅  
・連絡先：個人情報相談窓口
- 個人情報の開示等に関する請求について
  - 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」と言います)を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。
  - 開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。
- 個人情報相談窓口  
事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。  
住所：京都市下京区御供石町369番地 京都烏丸万寿寺ビル4階  
電話：075-353-6894(平日10:00～17:00土日祝除く)  
名称：京の小売・サービス店応援商品券事業個人情報相談窓口

7. 個人情報の提供の任意性  
事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、京の小売・サービスクーポン(京の小売・サービスクーポン事務局)をご利用できません。あらかじめご了承ください。

8. 個人情報が漏洩した場合  
万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

私は上記内容を同意の上、加盟店の登録代行を申請します。

年 月 日

店舗名

代表者氏名  
(自署)